

理事・監事選出規程

第1条(趣旨)

本規程は、定款第23条による理事・監事の選出に関して規定する。

第2条(理事の選出方法)

理事候補者は、代議員の中から選挙により選出する。

2. 選挙により選出された理事候補者は、選出直後の定時社員総会で理事として選任された後、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまで理事を務める。

3. 理事候補者は、前任者の任期満了に伴い選挙によって選出する理事の人数は10名とする。

4. 第1項の規定にかかわらず、代表理事は会員の中から若干名を理事候補者として推薦することができる。

第3条(理事の選挙)

理事候補者は、代議員の中から理事定数の連記による選挙より選出する。

第4条(選挙人資格)

理事選挙にて投票するには、代議員として当選した者でなければならない。

第5条(投票)

投票締切日は、代表理事が決定し、投票方法は日本難病看護学会ホームページに公示する。

第6条(開票)

開票は、選挙管理委員(代議員選出規程による選挙管理委員が兼ねる)全員の立会いの上行う。

第7条(当選者の決定・報告)

選挙管理委員会は、得票数上位の者により定数枠内の者を当選者とし、代表理事に理事候補者と

して提出する。

第8条(代表理事等の選出)

理事候補者となった者は、理事候補者として諮られる予定の社員総会までに会議を開き、代表理事候補者及び業務執行理事候補者を選出して、理事会に提出する。

第9条(監事の推薦)

監事候補者は、理事会が代議員の中から推薦する。

2. 監事候補者は、推薦を受けた直後の定時社員総会で監事として選任された後、4年間以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時まで監事を務める。

3. 監事候補者は、前任者の任期満了に伴い理事会が推薦するものとし、推薦する監事候補者の人数は2名とする。

第10条(役員を選任)

理事会は、理事候補者、代表理事による理事推薦者及び理事会による監事推薦者を、役員を選出する社員総会に役員候補者として諮る。

【附則】

本規程は、一般社団法人設立の登記の日から施行する。

本規程は、2018年12月27日から施行する。